

中間総括評価の実施について

次期中期目標期間：平成 30 年度～平成 35 年度

中期目標期間の見込みによる評価（中間総括評価）の概要

- 実施時期 中期目標期間の最終年度の 1 年前（平成 28 年度）
- 対象期間 直近 4 年間（平成 24 年度～平成 27 年度）
- 実施方法 中期目標期間に対するその時点での業務の達成状況を検証することにより、中期目標期間を通じた事前評価を実施。
- 具体的手法
 - ・ 法人が直近 4 年間の業務実績報告書を提出。
 - ・ 評価委員会がその時点での中期目標期間における総合的な評価を実施。

実施の目的

- 現行の地方独立行政法人法では、中期目標期間が終了し、次期中期目標期間に入ってから、前の中期目標期間における業績評価を行う仕組みとなっているため、中期目標の評価結果を待たずに、法人の組織及び業務の見直しや次期中期目標の策定等を行わざるを得ない状況。
 - 当期中期目標期間終了時の評価及び検討（平成 30 年度）
 - 次期中期目標・中期計画の策定（平成 29 年度）
- このため、中期目標期間の終了前に、中期目標期間の見込みによる評価（中間総括評価）を行うこととし、中期目標期間の業績評価の結果を法人の組織・業務の見直しや次期中期目標の策定等に適切に反映させることを可能とすることにより、中期目標管理の実効性を高める。

関係条文（地方独立行政法人法 抜粋）

当期中期目標の業務実績評価（平成 30 年度に行う作業）

○ 中期目標に係る事業報告書の提出

第 29 条 〈中期目標に係る事業報告書〉

地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

○ 中期目標に係る業務実績の評価

第 30 条 〈中期目標に係る業務の実績に関する評価〉

地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

○ 中期目標期間の終了時の検討

第 31 条 〈中期目標の期間の終了時の検討〉

設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

次期中期目標・中期計画の策定（平成 29 年度に行う作業）

○ 中期目標の策定

第 25 条 〈中期目標〉

設立団体の長は、三年以上五年以下の期間（※）において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。

※中期目標等の特例（法第 78 条）により公立大学法人については「六年間」。

2 （略）

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

○ 中期計画の策定

第 26 条 〈中期計画〉

地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2 （略）

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。